洋上救急

洋上救急事案は、平成十八年十一月末日現在、総計六一三件になりました。これまでに七六〇名の医師と三九二名の看護師の方々が遥か洋上に緊急出動し、傷病者六四〇名に対して医療処置を行っています。また、これらの事案に対しては、海上保安機関等の多大な協力と洋上救急センター地方支部等関係者の連携により円滑に遂行されています。

今回は平成十八年度に発生した事案について紹介します。

《主な洋上救急事例》

㈠ 平成十八年五月、鹿児島県口永良部島の南東方約一〇海里でパナマ籍貨物船の乗組員一名が意識不明となり、代理店から洋上救急の要請があった。海上保安庁は鹿児島航空基地ヘリ（ＭＨ七九六）に医師・看護師、機動救難士を同乗させ鹿児島空港を出発させた。洋上で該船から患者を吊上げ医師による応急治療を実施しつつ鹿児島市内ヘリポートに輸送、患者は待機中の救急車に引き継がれた。

㈡ 平成十八年五月、北海道知床岬の北北東約六三〇海里で刺網漁船の乗組員一名が腹痛となり、医療助言を受けて船主から洋上救急の要請があった。海上保安庁は巡視船そうやに医師を乗船させ該船に向わせた。洋上で「そうや」搭載ヘリ（ＭＨ五六五）が該船から患者を吊上げ、「そうや」に収容。患者は医師の応急治療を受けた後、医師とともに搭載ヘリで釧路空港に搬送され、救急車に引き継がれた。

㈢ 平成十八年五月、和歌山県潮岬の東南東約一七七海里でブルネイ籍ＬＮＧ船の乗組員一名が負傷し、船主から代理店を経由し洋上救急の要請があった。海上保安庁は関西海上保安航空基地ヘリ（ＭＨ五六六）に機動救難士を乗せ出発させ、途中、南紀白浜空港で医師を同乗させ該船に向わせた。ヘリは洋上で該船から患者を吊上げ、医師による応急治療を実施しつつ南紀白浜空港に搬送。患者は救急車に引き継がれた。

㈣ 平成十八年五月、長崎県福江島の西方約八五海里でまき網漁船の乗組員一名が海中転落し、救助されたが意識不明となり船主から洋上救急の要請があった。海上保安庁は福岡航空基地ヘリ（ＭＨ九〇八）に機動救難士を乗せ出発させ、途中、福江空港に着陸して医師を同乗させ該船に向わせた。洋上でヘリが患者を吊上げ収容、医師による応急治療を実施しつつ福江空港に搬送。患者は救急車に引き継がれた。

平成18年5月潮岬東南東沖、ＬＮＧ船から洋上救急患者を吊上げているヘリＭＨ566

五 平成十八年七月、北海道納沙布岬の北東方約四三五海里でさけ・ます漁船の乗組員一名が手足等の痺れを呈し、医療助言を受けて船主から洋上救急の要請があった。海上保安庁は巡視船くりこまに医師を乗船させ該船に向わせた。「くりこま」は洋上で該船から患者を収容、医師による治療を実施しつつ釧路港に搬送。患者は救急車に引き継がれた。

六 平成十八年八月、金華山の東方約三三七海里で、かつお一本釣漁船の乗組員一名が心筋梗塞の症状を呈し、船主から洋上救急の要請があった。海上保安庁は巡視船ざおう搭載ヘリ（ＭＨ五三六）に医師・看護師を同乗させ仙台空港から該船向け航行中の巡視船ざおうに搬送。洋上でヘリが該船から患者を吊上げ「ざおう」に収容し、医師等による治療を実施した後、患者を同ヘリで仙台空港に搬送。患者は救急車に引き継がれた。

七 平成十八年八月、金華山の東方約一、二八六海里で、まぐろ延縄漁船の乗組員一名が鼻腔から出血し、医療助言を受けて船主から洋上救急の要請があった。海上保安庁は巡視船つがる搭載ヘリ（ＭＨ五六四）により医師を自衛隊八戸飛行場から「つがる」に搬送。洋上でヘリが該船から患者を吊上げ「つがる」に収容、医師による治療を実施した後、ヘリにより自衛隊八戸飛行場に搬送。患者は救急車に引き継がれた。

八 平成十八年八月、和歌山県潮岬の南方約三二五海里で、まぐろ延縄漁船の乗組員一名が痙攣発作を発症し、船主から洋上救急の要請があった。海上保安庁は関西海上保安航空基地ヘリ（ＭＨ五六六）に機動救難士を乗せて関西空港を出発させた。途中、南紀白浜空港で医師を同乗させ、該船向け航行中の巡視船せっつに搬送。洋上で「せっつ」搭載ヘリ（ＭＨ六〇七）が該船から患者を吊上げ「せっつ」に収容。医師による治療を実施した後、患者・医師をヘリに同乗させ南紀白浜空港に搬送。患者は救急車に引き継がれた。

九 平成十八年十一月、金華山の南東方約三八三海里で、まぐろ延縄漁船の乗組員一名が負傷、船主から洋上救急の要請があった。

海上保安庁は仙台航空基地ヘリ（ＭＨ五五九）に医師・看護師を同乗させ仙台空港から巡視船ざおうに搬送。洋上においてヘリが該船から患者を吊上げ「ざおう」に収容、「ざおう」において医師等による応急治療を実施したが、死亡が確認された。

平成 18 年 8 月 26 日潮岬南方沖で患者を収容するため、深夜巡視船を出発する直前のヘリＭＨ 607